

【支部及びOB会等 会則(案)例】

(例)大阪成蹊大学〇〇部 OB会を設立する場合

大阪成蹊学園蹊友会 大阪成蹊大学〇〇部 OB会 会則(案)

(名称)

第1条 本会は、大阪成蹊学園蹊友会大阪成蹊大学〇〇部 OB会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、在学時に大阪成蹊大学〇〇部に所属していた蹊友会会員とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 会計 1~2名

2 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。

3 役員は、会員相互の推薦により選出し、総会において承認を行う。

(運営費)

第5条 本会の運営費は会費、協力費、蹊友会支部及びOB会等活動助成金、その他の収入をもってまかなう。

2 本会の会費は、年額〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(行事)

第7条 本会は次の行事を行う。

(1) 総会(原則、年1回)

(2) 例会

(3) その他 会の活性化に寄与する行事

(その他)

第8条 本会の会則改訂は、本会役員会において審議し、蹊友会の承認を得る必要がある。

(附則)

令和〇年〇月〇日 蹊友会大阪成蹊大学〇〇OB会 発足

【支部及びOB会等 会則(案)例】

(例)大阪成蹊大学〇〇部 OB会を設立する場合

大阪成蹊学園蹊友会 大阪成蹊大学〇〇部 OB会 会則(案)

(名称)

第1条 本会は、大阪成蹊学園蹊友会大阪成蹊大学〇〇部 OB会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、在学時に大阪成蹊大学〇〇部に所属していた蹊友会会員とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 会計 1~2名

2 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。

3 役員は、会員相互の推薦により選出し、総会において承認を行う。

(運営費)

第5条 本会の運営費は会費、協力費、蹊友会支部及びOB会等活動助成金、その他の収入をもってまかなう。

2 本会の会費は、年額〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(行事)

第7条 本会は次の行事を行う。

(1) 総会(原則、年1回)

(2) 例会

(3) その他 会の活性化に寄与する行事

(その他)

第8条 本会の会則改訂は、本会役員会において審議し、蹊友会の承認を得る必要がある。

(附則)

令和〇年〇月〇日 蹊友会大阪成蹊大学〇〇部 OB会 発足

コメント [s1]:

(名称) (目的) (会員) (役員) (運営費)
(会計年度) (行事)を必ず定めてください。
その他の項目については任意です。

コメント [s2]: 会の名称には必ず「蹊友会」

を入れてください。

コメント [s3]:

どのような所属の会であるのかを明確にしてください。

(例)

・大阪市東淀川区相川地区在住の大阪成蹊学園設置校出身者

・昭和〇年 大阪成蹊女子短期大学栄養学科 卒業生 など

コメント [s4]:

会長、会計は必須です。

その他の役員が必要な場合は明記してください。

コメント [s5]:

会費の徴収は任意です。

「必要に応じて徴収する」なども可です。

コメント [s6]:

年1回の総会の開催は必須です。

その他の行事については必要に応じて決めてください。

コメント [s7]:

発足日は、蹊友会役員会にて承認された日になります。